

P T A 会 則

柏市立富勢小学校

柏市立富勢小学校PTA会則

第 1 章 名 称 及 び 所 在 地

第1条 本会は、柏市立富勢小学校PTAと称し、事務局を柏市布施925番地(富勢小学校内)に置く。

第 2 章 目 的

第2条 本会は、柏市立富勢小学校の児童の健やかな成長を図ることを目的とする。

第 3 章 方 針 及 び 活 動

第3条 本会は、自主独立の団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は、特定の政党や宗教に関与せず、いかなる干渉や支配も受けない。
2. 本会は、児童の健全育成を図る他の団体や機関と相互協力する。
3. 本会は、学校管理・教職員人事に関与しない。

第4条 本会は、第2条の目的を達するために次の諸活動を行う。

1. 学校と家庭との連絡
2. 教育環境の整備
3. 地域教育の振興と協力推進
4. 会員相互の研修と親睦

第 4 章 組 織

第5条 1. 本会の会員は、柏市立富勢小学校の児童の保護者と教職員とする。

2. 本会へは、自由意思で入会し、また退会することができる。

(1)本会への入会希望者は、入会届を提出することにより、入会することができる。

(2)本会への退会希望者は、退会届を提出することにより、退会することができる。

第6条 本会には、次の審議機関を置く。

1. 総会
2. 常任委員会

第7条 本会には、執行機関として次の専門部を置き、また必要に応じて特別委員会を置く。

1. 子育て部
2. 文化祭部
3. 安全部

第8条 本会には、次の本部役員・会計監査並びに事務局・顧問を置く。
会長 1名 ・ 副会長 数名 ・ 会計 数名 ・ 書記 数名
会計監査 2名 ・ 事務局 2名 ・ 顧問 1名

第9条 総会は、本会の最高議決機関であり、会員をもって構成する。

1. 定期総会は、年度始めに1回開催し、会長が召集する。
2. 定期総会は、次に掲げる事項を審議決定する。
 - (1)事業計画
 - (2)予算 および 決算
 - (3)会則の改正
 - (4)役員の設定
 - (5)その他、必要事項
3. 臨時総会は、会長が必要と認めた場合または会員の3分の2以上の要求があった場合に開くことができる。
4. 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
5. 総会の議長は、出席会員のうち役員以外の者から選出する。
6. 議決は、出席者(委任状を含む)の過半数とし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、会則の改正は、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。
7. Web 総会、書面総会においては、回答をもって出席とする。

第10条 本部役員会は、本部役員及び事務局・顧問をもって構成され、必要に応じて会長が召集し、本会運営の基本的事項を協議する。

第11条 常任委員会は、総会に次ぐ審議機関であり、本部役員・各専門部代表・事務局・顧問をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

第 5 章 役員 及 び 専 門 部 の 任 務

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合には、その職務を代行する。

第14条 書記は、総会及び常任委員会の議事の記録・保管にあたるとともに、本会の庶務を行う。

第15条 会計は、総会で議決された予算に基づき、会計事務を処理するとともに、本会の庶務を行う。

第16条 会計監査は、年度末に本会の会計を監査し、総会に報告する。

第17条 事務局は、会長・副会長のもと、本会諸活動の調整にあたる。

第18条 顧問は、必要に応じて本会運営に関し、助言することができる。

第19条 専門部は、次の活動を行い、各部会は各専門部代表が招集する。

1. 子育て部は、児童の健やかな成長を図る事を目的とし子育ての環境を整える活動を行う。
2. 文化祭部は、PTAが主催する文化祭の企画・運営を行う。
3. 安全部は、学区における安全に関する諸問題を審議し、解決する。
また、こども110に関する事務を行う。

第20条 特別委員会は、常任委員会の承認を得て会長が召集し、必要な事項を検討する。

第 6 章 役 員 ・ 部 員 (委 員) の 選 考 と 任 期

第21条 本部役員・専門部員・会計監査の選考方法は、本部役員会が制定する細則をもって定める。

第22条 本部役員は、全学年より若干名選出する。

第23条 専門部員は、各学年より選出する。専門部代表は各部員の互選により選出する。

第24条 事務局は、教職員より2名選出するが、その選出については教職員に一任する。

第25条 顧問は、学校長をもってあて、会長が委嘱する。

第26条 専門部員の選出に際しては、常任委員会の承認をもって決定とする。

第27条 本部役員・専門部員・会計監査の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第 7 章 経 理

第28条 本会の経理は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第29条 会費は、その年度の経済情勢その他の事情を考慮し、総会の承認を経て施行細則で定める。

第30条 会計は、収支明細帳を備え、年度末に監査を受け、これを総会に報告し、承認を得なければならぬ。経理規定は、施行細則で定める。

第 8 章 補 則

第31条 会長は、常任委員会の議決を経て、本会運営のための各種細則を定めることができる。ただし、次回の総会において報告承認されなければならない。

第32条 本会の年度切り替えは、毎年4月1日とする。

附 則

この会則は、昭和22年7月11日から施行する。

- ・
- ・ 要 略
- ・

令和2年12月23日 一部改正

令和3年12月9日 一部改正

施 行 細 則

第1条 会則第29条により、平成28年度以降の会費は250円とする。

第2条 会則第30条により、本会の経理規定は、次のとおりとする。

1. 会計担当者は、経理の明細を所定の出納簿ならびに帳簿等に、領収書及び支払い命令書添付のうえ記入し、会員より提示を求められた場合には、応じなければならない。
2. 各専門部代表は、専門部費の有効な運用に努める。
3. 会計担当者は、決算報告書を作成し、会長・事務局・各専門部代表の承諾を得て、会計監査を受け、これを総会に報告し承認されなければならない。
4. 新年度の予算案は、本部役員が起案し、常任委員会の審議を経て、総会に提出するものとする。
5. 予算案には常に予備費が計上されるが、予備費は総予算の1割以内とする。なお、予算額の執行過程における不用意な調整は、これを慎み、その必要が生じた場合には、常任委員会の承認を得なければならない。

第3条 会員に慶弔事項が発生した場合には、次の慶弔規定に基づき諸事を執行する。

1. 死亡の場合は、次の金額に該当する弔意を表する。
 - (1) 会員の場合は、本人のみ5,000円。
 - (2) その他の場合には、会長に一任する。

2. 慶賀の場合

- (1) 社会的に顕著な場合以外は行わない。行う場合には、先例になることを考慮して慎重な審議を行い、記録に留めておく。
- (2) その他の場合は、会長に一任する。

第4条 すべて先例になると考慮される事柄については、その内容を明記しておかなければならない。

第5条 本会の引継ぎ物件は、次のとおりとし、保存を要する。

1. 印鑑
2. 会則
3. 経理簿
4. 活動記録簿
5. その他必要と認めるもの

附 則

この細則は、平成11年4月17日 一部改正

- ・
- ・要略
- ・

令和2年12月23日 一部改正

役員選考に関する細則

第1条 この細則は、PTA会則第6章に基づき役員選考について必要事項を定める。

第2条 本部役員・専門部員・会計監査ともに、全会員を対象に立候補にて次年度の役員候補を募る。

第3条 本部は、本部役員候補者に対し説明会を開催し、後日、次年度本部役員候補を選出する。

第4条 定期総会において承認された新役員は、その日から就任する。

附 則

この細則は、平成元年4月1日から施行する。

- ・
- ・要略
- ・

令和2年12月23日 一部改正